

主権者教育の推進に関する有識者会議 開催要綱

1 目的

主権者教育の推進に関する有識者会議（以下「会議」という。）は、選挙権年齢引下げ後に初めて行われた第24回参議院議員通常選挙や各種調査の結果を踏まえ、主権者教育の現状と課題について検討を行うことにより、更なる主権者教育の推進に資することを目的とする。

2 構成

会議は別紙の構成員をもって構成する。

3 座長

- (1) 会議に座長1人を置く。
- (2) 座長は、会議の会務を総括する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

4 議事

- (1) 会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に会議への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 会議は非公開とする。会議終了後、議事要旨を作成し、公表する。

5 その他

- (1) 会議の庶務は、総務省自治行政局選挙部管理課が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。